これが軽油上場だ

日本経済新聞社商品部記者 海野太郎

2003年秋、日本で初めての軽油先物取引が東京工業品取引所(東工取)でスタートします。すでに東工取は経済産業省に上場を申請。審査がスムーズに進めば9月8日に取引が始まる予定です。1999年7月に取引が開始されたガソリンと灯油、2001年9月に始まった中東産原油と並び、投資家にとっては取引の選択肢が大きく広がります。

軽油はガソリン、灯油と同じように、原油を精製して作られる石油製品です。用途はガソリン同様、運輸向けが大半を占めますが、個人向け販売がほとんどのガソリンと違い、トラック会社やバス会社といった大口需要家への直接販売の比率が高いのが特徴です。価格は販売ルートによってバラつきが大きいのが実情で、透明な価格指標が販売店や卸業者、さらには石油会社からも求められていました。価格指示機能は先物の重要な機能の1つであり、軽油の上場による納得性の高い価格指標の形成が期待されています。

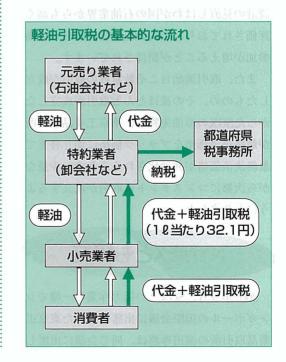
1997年以来の懸案

軽油の上場は1997年以来の懸案でした。先行上場されたガソリン、灯油が急成長を遂げ、価格指標としての評価も高まっているため、東工取としては早期に上場を目指す構えでした。それが大幅に遅れたのには理由があります。「軽油引取税」と呼ばれる軽油独自の税金にからむ問題が発生したのです。

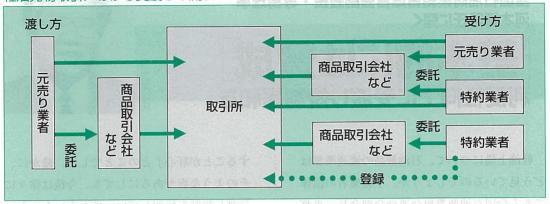
軽油の売買には1リットル当たり32.1円の

引取税がかかります。同税は、ガソリン税のように精油所のタンクから出荷される時点で 課税される国税と違い、軽油の最終消費地で 課税される地方税です。軽油引取税は、「特 約業者」と呼ばれる、都道府県知事から認可 を受けた卸売会社が小売業者から受託徴収し、 都道府県に納めています。

この軽油引取税については、軽油に重油などの不純物を混ぜて量をごまかし、脱税を行う不正取引がかねて指摘されていました。軽油引取税を主管する総務省は、東工取の軽油先物取引が脱税の温床になることを懸念。早期の上場実現に待ったがかかりました。軽油引取税の徴収、納入をだれが担うのかという問題が浮上したわけです。



軽油先物取引における受渡しの流れ



東工取は総務省との調整を進める一方、軽油先物取引を課税取引とするか、非課税取引とするか、非課税取引とするかについて論議を繰り返しました。課税取引の場合、東工取や商品取引会社が徴収者になる案も浮上しましたが、個々の取引について最終消費地まで追跡するのはほぼ不可能。非課税取引にしたうえで参加者を制限するにも、何を基準に制限するかが大きなネックとなります。一時は上場断念論も浮上したといわれますが、結局、取引を非課税とし、参加者を制限することで、脱税防止は可能との判断に落ち着きました。

ガソリン、灯油と同じ

さて、ここで、現時点で予定されている軽油先物取引の中身を見ていきましょう。標準品となるのは日本工業規格(JIS)の品質基準に合致し、硫黄分が50ppm以下の軽油です。呼値(=価格の基準になる量)は1キロリットルで、呼値の単位(=価格が動く場合の最低価格幅)は10円。取引や受渡しの単位は1枚100キロリットルとするなど、基本的な決まりごとは、ガソリンや灯油と変わりありません。納会日まで、個人投資家が会員企業を通じて自由に売買できるのも同じです。

最も異なるのは、納会日の受渡しにかかわ

る部分です。受渡しに渡し方としてかかわれるのは石油会社に代表される「元売り業者」である会員と、その委託を受けた会員企業に限定しています。受け方となれるのも、①元売り業者である会員と、その委託を受けた会員②「特約業者」である会員と、その委託を受けた会員③軽油の現受けのため、東工取に登録した特約業者から委託を受けた会員──に限られています。ガソリンや灯油よりも参加条件を厳しくすることで、脱税の芽を前もって摘んでしまおうというわけです。

受渡しには規制

受渡枚数についても条件があります。受け 方の③のケースについて、受託会員が受け方 に回った場合は、特約業者1社について各限 月3枚までの受渡ししかできません。不正が 発生した際の被害を抑えるための措置です。

ただ、当業者の間からは、3枚という枚数について不満があるのも事実です。既にガソリン、灯油先物は、期近の流動性が低く、当業者から「使いづらい」と指摘されていました。厳しい枚数制限を課すと、期近の流動性確保がますます難しくなる懸念もあります。脱税を防ぎつつ、流動性をいかに確保するか。東工取の手腕が試されそうです。